# 町政意見箱

町の仕事に対する率直なご意見やご提案を募集するため、役場・町民総合センター・各支所の5カ所に町政意見箱を設置しています。

**11月中に寄せられ、記名された方のご意見やご提案の内容をお知らせします。**

なお、ご意見等の内容は簡潔にしております。

**ご意見**

**体育館2階のトレーニング器具にルームランナーを設置してほしい。**

**雨天時、冬季間に室内での運動ができるように、是非お願いします。**

⬇ トレーニング器具のエアロバイクやベンチプレス台及びバーベルセットなどは企業からのご寄附により整備することができました。

ご要望のあったルームランナーにつきましては、要望にお応えできるよう引き続き財源の確保などに努力してまいります。

企業などから寄附されたトレーニング機器

---

**ご意見**

**令和5年度実施の小島地区テレビ共同受信施設整備事業において、対象地域の利用者から7万円の「分担金」徴収している。一方で、町営住宅入居者（一般町民）からは徴収してない。**

**令和6年9月10日開催された令和5年度松前町一般会計決算審査特別委員会でも、委員から「不公平にならないか」との質疑に対し「町営住宅は町の施設なので設置者である松前町が負担する」との答弁であった。**

**しかし、平成29年9月14日最高裁が地方自治法第224条「分担金」の意義について判示されている。**

**判決では「普通地方公共団体が行う特定の事業や施設の設置等により、特定の者又は当該普通地方公共団体の一部に利益がもたらされる場合に、特にその利益を享受する者に対し、その者による受益を理由として、当該受益の限度で、当該事業等に要する費用を負担させることができることとし、もって、当該利益を享受しない住民との間の負担の公平等を図るものであると解される」とし、「受益」という要素を同条の分担金該当の必要条件とした判断を行っている。**

**この判例からすると、当該事業に係る分担金は「特にその利益を享受する者」つまり、「町営住宅入居者（一般町民）」からも分担金を徴収しなければなかったと思います。**

**そうでなければ、「分担金」を納付された一般町民との間に「不公平」を生ずる事になりませんか。**

**また、合理的な理由がないのに受益者負担の額に差異を設けることは、憲法14条1項の法の下の平等に違反しませんか。**

⬇ 公営住宅法第5条第1項の規定により、「公営住宅の整備は、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従い、行わなければならない。」とされており、町は、国土交通省令で定める「公営住宅等整備基準」に基づき「町営住宅等の整備基準を定める条例」を定めております。

町営住宅の整備は、この条例に定める基準に従い行っており、テレビジョン受信の設備については、台所など他の設備と同様に町営住宅の設備の一部として整備することと定めておりますので、居住者からの分担金の徴収は不要となります。